

石油現物取引に係るTOCOMウインドウ利用規約

第1条（本規約の適用）

本石油現物取引に係るTOCOMウインドウ利用規約（以下「本規約」という。）は、株式会社東京商品取引所（以下「当社」という。）が管理・運営・提供する電子取引プラットフォーム（以下「石油現物取引に係るTOCOMウインドウ」という。）のご利用にあたって遵守すべきルールを定めています。石油現物取引に係るTOCOMウインドウのご利用にあたっては、本規約を十分ご理解いただいた上で、本規約をご承認いただくことが必要です。また、石油現物取引に係るTOCOMウインドウのサービス（以下「本サービス」という。）をご利用いただくことで本規約に同意されたこととなります。

第2条（登録）

登録希望者は石油現物取引に係るTOCOMウインドウのご利用にあたって、当社に対して所定の申し込み手続きに従って登録の意思を表示するものとします。登録の意思表示は利用希望日より起算して1ヶ月前までに行うものとします。なお、1ヶ月前が休日又は祝日の場合は、休日又は祝日の直前の営業日までに行うものとします。登録希望者が登録の意思表示を行った場合、当社は以下の登録条件に従って登録を許可いたします。

- 2 登録希望者は以下の条件に適合しなければなりません。
 - (1) 法の下で実在する会社であること。
 - (2) 銀行と取引している会社であること。
 - (3) 石油現物取引に係るTOCOMウインドウの利用目的は第三者に代わって取引をするのではなく、自己のために取引をする会社であること。
 - (4) 当社の石油市場・中京石油市場の立会外取引及び申告受渡制度により清算を行う場合、石油市場・中京石油市場の現物受渡しを受託している受託取引参加者に口座があること。
- 3 登録希望者は以下の項目に合意しなくてはなりません。
 - (1) 登録者として正確な情報が登録されていること。
 - (2) 登録されている情報が常に最新の正確な情報であることを維持するために、変更があった際その都度更新されること。
 - (3) 登録者が本サービスの利用に必要な機器や適合性のあるハードウェア、設備及びソフトウェアの手配・準備に責任を負うこと。
 - (4) 本サービス中に得た情報や送受信した情報の管理について責任を負うこと。
 - (5) 当社の定める諸規程に従って取引を行うこと。

第3条（本サービス）

本サービスは当社の石油市場・中京石油市場の立会外取引及び申告受渡制度又は与信若

しくはCODを用いた売り買いの合意の場であり、本規約に従って、登録者は石油現物取引に係るTOCOMウインドウにアクセスし、利用することができます。

2 当社は、本サービスを提供するにあたり、必要な範囲で本サービスに係る業務を外部に委託することができ、登録者はこれに同意することとします。

第4条（手数料等）

登録者は下記の事項に同意し、合意手数料を当社に支払わなければなりません。

(1) 登録者は取引を合意する都度、売主・買主双方は、当社に対して合意手数料の支払い義務が発生します。当該合意手数料は次に定めるイ又はロの価格とし、日本円により支払うこととします。

イ 第16条第1項の取引（当社の立会外取引及び申告受渡制度によるもの）

海上取引 50円/KL

陸上取引 50円/KL

ロ 第16条第2項の取引（与信又はCODによるもの）

海上取引 50円/KL

陸上取引 100円/KL

(2) 登録者は、合意の行われた毎月1日から末日までの取引について、翌月末日（末日が休日又は祝日の場合は直前の営業日とする。以下「支払債務履行日」という。）までに、合意手数料を一括払いで当社が指定する口座に日本円で支払うこととします。なお、その際に発生する振込手数料などの費用については登録者の負担となります。

(3) 合意手数料には対象となる税金が課せられます。

(4) 当社は登録者に通知することにより、第1号に定める合意手数料を変更又は新たな手数料を設定することができます。

2 登録者が本条及び本規約のもとで支払債務履行日までに支払いを行わなかった場合、当社は当該登録者に対して滞納通知を出すことができます。また当社は支払債務履行日の翌日から実際の支払日まで当該債務元本に年率6%の日割り分を乗じた金額を支払遅延損害金として当該登録者に請求することができます。

第5条（本規約の変更）

当社は本規約のすべて又は一部を変更（以下「本規約の変更」という。）することができます。本規約の変更が行われた場合、当社は以下の方法によって登録者に通知します。

(1) 第21条に従ってメールにて本規約の変更の通知を送信します。

(2) 当社のウェブサイト上に変更及び修正の通知を掲示します。

(3) その他当社が考える妥当な通知方法によって通知します。

ただし、本規約の変更はすでに成約した取引に遡って適用しません。

2 本規約のもとで、どのような変更通知が出された場合でも、登録者が引き続き石油現物取引に係るTOCOMウインドウにアクセスした場合、登録者は本規約の変更を合意した

ものと見なします。

第6条（本サービスの変更など）

当社は、必要に応じて、登録者への予告なしに、いかなる時でも一時的もしくは永続的に、本サービスに対する修正及び変更、メンテナンスサービスの施行、アップデートの実行、アップグレード、サービスの部分的廃止、中止、一時中断、さらに内容もしくは広告等の掲載情報を排除又はデータのブロック・フィルターを実施(以下「本サービスの変更等」という。)できる権利を保有します。登録者は、本サービスの変更等に伴い、又は関連して、登録者又は第三者に生じたいかなる影響・結果に対して当社は一切の責任を負わないことに同意します。

第7条（データの保護、機密保持、セキュリティポリシー）

一般的にインターネットを通して伝達される情報は、秘密性保持の保証がされないため、当社は登録者のプライバシーや機密情報の保護に関して保証はできないものとします。

- 2 当社は、本規約のもとで知り得た登録者に関する情報を当社の個人情報保護方針のもとで管理し、登録者の社名は登録者の同意に基づき当社のウェブサイト上に公表することができます。

第8条（登録者の取引口座、パスワード、セキュリティ）

登録者はユーザー名とパスワードを作成し、登録手続き時に当社から取引口座の使用許諾を受け取ります。取引口座とは取引情報、取引明細及び取引記録を表示する登録者専用の取引画面を意味します。また、登録者は取引口座に関して以下のことに同意することとします。

- (1) パスワードの秘密性を維持及び保護するという責任を負い、そのためのあらゆる方法と手段を取ることとします。それは定期的にパスワードを変更するという手段に限りません。
- (2) あらゆる方法と手段を使い、取引口座への権限のない利用を防ぐようにします。
- (3) あらゆる方法と手段を使い、パスワードの公開を防ぐようにします。
- (4) 自分の取引口座のもとで生じる事象や送られるメッセージ、保有する情報などについて責任を負います。
- (5) 取引口座の不正使用や侵害に気付いた場合は、至急当社に知らせる必要があります。この場合、当社の保安・保護・原因等に関わる諸調査には全面的に協力することとします。
- (6) 当社によって発行される本サービス利用に関するすべての通知、指示及び利用ガイドラインを遵守することとします。
- (7) 石油現物取引に係るTOCOMウインドウの通信回線に影響を及ぼすような本サービスの利用を行わないものとします。

- 2 登録者は、自らが作成したユーザー名とパスワードに対していかなる権利も保有していません。さらに、登録者がユーザー名とパスワードを使用することによってどのような損害を被ったとしても当社は一切責任を負いません。また当社の裁量により、ユーザー名とパスワードを変更することができます。
- 3 当社は、本サービスにおいて最高水準のセキュリティの設備を維持するために最善を尽くす努力をしますが、登録者は、インターネット上のセキュリティの不確実性を考慮し、本サービスの利用は登録者自身の責任であるということに同意することとします。

第9条（リンク）

本サービスは、登録者の利便性のために他のウェブサイト及びリソースへのリンクを提供することがあります。当社は、提供するサイト及びリソースの強要は一切しておらず、リンク先に提示される内容、広告、商品及びその他の提供されているものに対して責任を負わないこととします。

- 2 登録者は、直接又は間接的に、前項のサイトかリソースの利用やアクセスによって発生した損害について、当社が責任を負わないことに同意することとします。
- 3 当社が第1項のサイト及びリソースをモニターしていないため、これらの第三者サイトへのハイパーリンクによるアクセスは登録者自身の責任であることに同意することとします。

第10条（広告）

当社は、バナーなどの方法、その他の方法で当社の広告や第三者の製品等の広告を石油現物取引に係るTOCOMウインドウ上に掲載する権利を持ちます。ただし、第三者の広告は登録者の業界又は関連業界に関するものとし、また公序良俗に反するものは除外することとします。

- 2 登録者は前項の場合、広告料を受け取る権利を有しないものとします。
- 3 登録者が、本サービスの中で広告に出している製品や販売の促進に参加している場合、配送、商品やサービスの支払、またその他の条件、保証、その販売に関わるすべての責任は登録者と広告主の両者の間に存在し、当該登録者と広告主との間で紛争等を含むすべての事柄を解決することに同意します。
- 4 登録者が広告に掲載されたサービスを利用した結果、登録者に損害が発生した場合、当社は一切責任を負いません。

第11条（所有権）

当社（本業務に係る当社の委託先を含みます。）は、本サービスの文面、ソフトウェア（あらゆるhypertext markup言語、Javaスクリプト、Java、common gateway interface scriptとその他のcomputerコードを含む）、音楽、音、写真、ビデオ、画像、graphical user interface、フォーム、ロゴ、アイコン、図式やその他本サービスの中で当社より提示されたものにつ

いて、知的所有権を有します。

2 登録者は、以下のことに同意することとします。

- (1) 当社は前項の知的所有権によって保護される情報へアクセスできるものとします。
- (2) 前項の知的所有権は有効であり、すべてのメディアや技術から保護されていることとします。
- (3) 登録者は、登録者による本規約又は本サービスの利用、また石油現物取引に係るTOCOMウインドウへのアクセスによるサービスに関する権利、利益、便益はいかなる場合も第三者に譲渡をしないこととします。
- (4) 前項の知的所有権によって保護される情報のコピー、再生産、再送、提供、分配、出版、営利目的とした情報の悪用、派生著作物の作成、移譲を禁ずることとします。

第12条（登録者の義務）

登録者は本サービスを利用する上で、当社によってその時々が発行される、利用ガイドラインや使用指示書に同意しなくてはなりません。さらに登録者はすべての適用される地方、国家、そして国際的な法規則を守ることに同意することとします。登録者は、本サービスを通して行う活動と伝達するすべての情報に責任を負うことに同意することとします。

2 当社が登録者に対して本サービスを利用する権利を与えることに伴い、登録者は以下の条件を遵守しなければなりません

- (1) 登録者は、取引口座に関して次条を遵守しなければなりません。
- (2) 登録者はいかなる人や組織も装おうことは認められません。
- (3) 登録者はデータ、メッセージ及びその他の内容のすべてに責任を負うものとします。
- (4) 登録者は、本サービスからリンクされている他のコンピュータ・システムやネットワークへの接続を妨げることを禁じます。
- (5) 登録者は、本サービスからリンクされている他のコンピュータ・システムやネットワークへの不正なアクセスを試みることを禁じます。
- (6) 登録者は本サービスに接続されたネットワークの、すべての条件、規則、ポリシー及び手順に従うものとします。登録者は、他の登録者に関する財務情報等の個人情報の収集のために本サービスを利用しないことに同意することとします。
- (7) 登録者は、いかなる場合でも、商業目的のため(本サービスの利用によって生じる取引や活動は除く。)又は直接的な金融上の利益を得るために、他の登録者の個人情報を使用しないものとします。
- (8) 登録者は、いかなる種類のチェンレター、迷惑メール、スパミング、勧誘広告(営利、非営利を問わず)又は対大衆のコミュニケーションを目的としてサービスを利用しないものとします。
- (9) 登録者は、ウイルスを含むファイル、崩壊したファイル又はいかなる同様のソフトウェア、プログラム、マクロ、他のコンピューターに損害を与えうるファイルをアップロード又は配布してはなりません。

- (10) 登録者は本サービス又はウェブサイトをいかなる非合法あるいは不法目的で使用し、不法な資料の提供、分配又は送付を含む行為（不法な文章、画像、ビデオ、プログラム又はオーディオ、さらに同類の海賊版を含みますが、それに限りません。）をしてはなりません。
- (11) 登録者は、非合法、嫌がらせ、中傷的、虐待的、脅迫的、有害、不愉快、下品、常識外れ、俗悪、人種及び民族差別で屈辱的又はその他当社が本規約を履行する上で好ましくないと判断されるメッセージや内容を石油現物取引に係るTOCOMウインドウのいかなる場所において、送付、掲示、伝達するために、本サービスを利用してはならないことに同意することとします。当社は商取引上好ましくないと判断した場合、特に、刑事、民事責任が問われると考えられるもの又は関連法規制や条例に違反する恐れがあると判断した場合は、当該本サービスの提供を即座に中止します。また当該利用の差し止め手続きをとることとします。
- (12) 登録者は、他の登録者による本サービスの利用を妨げてはなりません。
- (13) 登録者は、本規約のもとで想定され得る商業的目的以外の目的又は他の競合するオンラインサービスの使用又は加入を勧誘する目的で本サービスを利用してはなりません。
- (14) 登録者は、本サービスの利用のため第7条第2項で秘密情報として保護されているものを除き、すべての情報は公表されることに同意します。
- (15) 登録者は、当社が本サービス内に記載された内容を予告なしに変更及び削除できる権利を有し、また登録者が本サービス内に記載された内容について異議がある場合でも、当社はそれらを変更及び削除するいかなる義務も負わないことに同意します。また、当社は第20条に従ってメールにて本サービス内に記載された内容の変更及び削除に関する通知を送信します。
- (16) 登録者は、当社が本サービスの提供、石油現物取引に係るTOCOMウインドウの保守管理及び本規約に基づく義務を履行する上で必要又は便宜的な措置を実行する目的で、次のイ又はロに記載された登録者が当社に提供するコンテンツを当社が使用するライセンス又は許可を獲得する権利を有することに同意します。また、登録者はそれらの情報のアップロード及びダウンロードを実行することでこれらの知的所有権を取得するものではないことに同意します。
 - イ 登録者が、当社に提供するコンテンツ（登録者のユーザー名を含む）に関わる知的所有権の法的所有者であることを保証します。
 - ロ 登録者が、当社に提供するコンテンツに関わる知的所有権の法的所有者でない場合は、登録者は、本規約のもとで登録者自身や、当社が同コンテンツを使用し、取り扱う権利を真の知的所有権者から許諾されていることを保証します。
 - ハ 同号イ及びロに従い、石油現物取引に係るTOCOMウインドウに表示されるコンテンツの所有者がコンテンツに含まれる知的所有権を保有します。
- (17) 登録者は、当社が登録者の提供するコンテンツに対して保証しないこと、また同コ

コンテンツに表現されるいかなる脅迫的、中傷的、嫌がらせ的な、不快な情報に対して、また、第三者の有する知的所有権の侵害問題やコンテンツを使った犯罪に対して責任を負わないことに同意します。

- (18) 登録者が第三者の知的所有権を侵害し又は関連した適用法や国際法規に違反するコンテンツや情報を当社に提供、掲載した場合は、当社は直ちに登録者の取引口座の閉鎖、石油現物取引に係るTOCOMウインドウの使用権の無効及び石油現物取引に係るTOCOMウインドウへのアクセスの禁止措置を登録者に通知することなく実施し、直ちに発効することができます。
 - (19) 登録者は当社に対して、権利侵害の申し立て、不快な内容の掲示物の苦情を連絡することができます。当社はそれらの申し立て、苦情について自己の裁量において調査を行うことができます。当社は、提供されたコンテンツが、関連法規に違反すると判断した場合、その内容の削除及びアクセス権を無効とする権利を有し、さらに登録者の除名を通知する権利を有するものとします。
- 3 登録者は、本規約に同意し本サービスを受ける場合、以下の各事項を遵守することとします。
- (1) 前2項の内容に加え、以下の情報を提供及びアップデートすることとします。
 - イ 支払形態とスケジュール
 - ロ 取引と支払いに必要な銀行関連の情報
 - ハ 連絡先(電話番号又はE-mailアドレス)
 - ニ その時々当社が合理的な理由により提出を求める他の情報
 - (2) 登録者は、前号の提供及びアップデートしないことによって生じる当社の被る損害を補償することとします。
 - (3) 登録者は、当社が折々に変更する本規約及び変更に関する利用ガイドラインに従うこととします。
- 4 登録者が前3項までのいずれかに反した場合、当社は即座に石油現物取引に係るTOCOMウインドウへのアクセスを禁止する措置を取ることができます。
- 5 本規約のもとで買手と売手の間で実施される石油市場・中京石油市場の立会外取引及び申告受渡制度に関わる売買については、第14条及び第15条に基づく取引の基本条件及び基本取引契約書に基づいて行われるものとします。
- 個々の取引は取引に際して石油現物取引に係るTOCOMウインドウ上に表示された取引の個別条件に基づいて成約するものとします。各成約当事者は、当社が当該取引の合意に基づき発行する「ご契約内容確認書」に基づいて、当該取引を当社の定める諸規程に従い取引を確定するものとします。なお、当社は成約に基づき又は関連して生じるクレームや紛争に対して一切責任を負わないものとします。
- 6 取引は、日本の法規制が適用されます。デリバティブ取引に関する法規制(使用許諾、知的財産、課税、収入を含む)に対して、登録者は遵守する義務があります。
- 7 登録者は、他の登録者のユーザーとのコミュニケーションに適宜対応する義務を負っ

ています。当社はユーザー間のかかるやり取りに対して、一切の責任を負いません。

第13条（取引口座）

登録者は、登録者の取引口座を管理する役職員（役員にあつては常勤とします。）を取引管理責任者に任命し、当該取引口座の全責任は登録者が負うこととします。

2 登録者及び取引管理責任者は、以下の事項を行うこととします。

- (1) 登録者の取引口座及び石油現物取引に係るTOCOMウインドウにアクセスする個人（認定ユーザー）を登録者自身の代理人として任命することとします。
- (2) 取引口座へのアクセスのために自らが作成したユーザー名とパスワードを使用することとします。
- (3) 認定ユーザーの行為を監督し、責任を持つこととします。
- (4) 取引口座をチェックし、認定ユーザーの行ったコンテンツの掲載、取引行為を精査・監督することとします。
- (5) 他の登録者の認定ユーザーから取引の照会等を受けた場合は、遅滞なく、照会日を含む2営業日以内に当該照会等について対応することとします。
- (6) 登録者の取引口座やサービスの利用に関して、当社からの質問や指示があった場合は、即座に対応することとします。
- (7) 登録情報を常に正確に更新された情報として維持することとします。
- (8) 登録者の取引口座の継続的な利用を保証し、効率的な操作を行わせるために必要な行為をすべて実行することとします。
- (9) ユーザー名及びパスワードを保護し、取引口座の権限のない使用の防止、ユーザー名及びパスワードを第1号以外の第三者に開示しない合理的な手段を講ずることとします。当該手段としてはパスワードを定期的に変更することなど考えられますが、これに限定されるものではありません。
- (10) 第1号以外の第三者とユーザー名及びパスワードを共有、共用しないものとします。
- (11) 当社がユーザー名を不適切、不相当と判断した場合、それらのユーザー名を変更することとします。

3 登録者は、取引管理責任者及び認定ユーザーが本規約のすべての条件を遵守することを保証することとします。

4 登録者、取引管理責任者及び認定ユーザーは、登録者と関わりのないデータや情報を受け取った場合、当社へ直ちに通知する必要があります。登録者は、そのようなすべてのデータや情報をすぐに登録者のコンピュータ・システムから削除し、誤りの修正のために必要な措置を取引管理責任者と認定ユーザーに取らせなければなりません。

第14条（受渡供用品）

第16条第1号により行われる取引の対象石油製品の受渡供用品は、次に規定する基準を満たした受渡品のうち、受渡当事者間で合意した受渡品とします。

(1) ガソリン

日本工業規格K2202の2号の品質基準を満たした国内精製ガソリン又は輸入通関が完了した輸入ガソリン

(2) 灯油

イ 灯油

日本工業規格K2203の2号の品質基準を満たした国内精製灯油又は輸入通関が完了した輸入灯油

ロ A重油

日本工業規格K2205表1に掲げる1種の品質基準を満たした国内精製重油又は輸入通関が完了した輸入重油

ハ ジェット燃料

日本工業規格K2209の品質基準を満たした国内精製航空タービン燃料油又は輸入通関が完了した輸入航空タービン燃料油

(3) 軽油

揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則第22条第1項の規格に適合し、かつ、日本工業規格K2204表1に掲げるいずれかの種類(特1号~特3号)の品質基準を満たした国内精製軽油又は輸入通関が完了した輸入軽油

2 第16条第2号により行われる取引の対象石油製品の受渡供用品は、受渡当事者間で合意した受渡品とします。

第15条 (取引について)

1 第16条第1号により行われる取引については、次の各号に定めるもののほか、当社の諸規程により行なうこととします。

(1) スタンダード海上取引

取引時間：

毎営業日の午前8時45分から午後3時15分

取引期間：

受渡月の2ヵ月前の25日(休業日に当たる場合は順次繰り上げる。以下この条において同じ。)の前々営業日の午前8時45分から受渡月の25日の前々営業日の午前11時59分までとなります。

受渡期間：

受渡月の1日から当該月の末日まで

取り扱い油種：

ガソリン 灯油 未課税軽油 A重油 LSA

取引市場：

京浜海上(製油所)、京浜海上(海上出荷設備を有する当社が指定した油槽所)、中京海上(製油所)、阪神海上(製油所)、大西海上(菊間製油所)

取引単位：

ガソリン 灯油 未課税軽油 A重油 LSA 各油種100KL

受渡方法：

内航船による受渡しとなります。内航船は、渡方が手配する場合を除き、受方が受渡場所の定める入港許可基準に合致したものを手配するものとします。内航船の手配が完了したときは、速やかに渡方に対し、その旨通知しなければなりません。渡方は、受方から前項の通知を受けたときは、受方が当該受渡場所の定めに従って行う一切の手続きについて、受渡日までに完了するよう協力しなければなりません。

受渡日の選択：

原則として受方が指定できます。ただし、一委託者若しくは一市場取引参加者の自己の計算による渡し枚数が30枚を超えるとき、内航船の入港許可が得られないとき、港内施設等の使用状況により、受渡場所の許可が得られないとき及び受渡当事者の責に帰することができない事由が生じたときは、受渡双方の間で調整の上、受渡日を決定するものとします。

出荷地場所：

原則として渡方が指定できます。

分割受渡：

受渡期間内において取引単位の100KLを分割して受渡しすることができます。

取引の提示価格：

税金を除いたKLあたりの値段となります。

呼び値：

10円/KLとなります。

立会外取引及び申告受渡については当社の下記の石油市場において行われます。

【ガソリン】	東京バージガソリン	【灯油】	東京バージ灯油
【未課税軽油】	東京バージ軽油	【A重油・LSA】	東京バージ灯油

(2) スタンダード陸上取引

取引時間：

毎営業日の午前8時45分から午後3時15分

取引期間：

受渡月の2ヵ月前の25日の前々営業日の午前8時45分から受渡月の25日の前々営業日の午前11時59分までとなります。

受渡期間：

受渡月の1日から当該月の末日まで

取り扱い油種：

ガソリン 灯油 未課税軽油 A重油 LSA

取引市場：

横浜・川崎製油所（JX根岸/水江shell/TG川崎EMG/TG川崎キグナス/TG川崎コスモ）、
千葉製油所（出光千葉/コスモ千葉コスモ/コスモ千葉Shell/TG千葉EMG/TG千葉キグナス/富士袖ヶ浦）

中京製油所（昭和四日市/コスモ四日市）

阪神製油所（TG堺EMG/TG堺太陽/TG堺shell/TG堺キグナス/コスモ堺/JX大阪）

注文入力の際にルートの指定が必須となります。一つ又は複数のルートを指定することが可能です。板に出ている注文を成約する場合、必ずルートを確認していただけますよう、よろしくお願いいたします。

複数のルートでの成約の場合、売主に出荷地の選択権があり、買主は売主が選択したその出荷地に合わせてローリーを用意する必要があります。

取引単位：

ガソリン 灯油 A重油 LSA 各油種10KL
未課税軽油 100KL

受渡方法：

タンクローリーによる受渡しとなります。タンクローリーは、渡方が手配する場合を除き、受方が受渡場所の定める入構許可基準に合致したものを手配するものとしますが、販売ルートにより引取制限がある場合は買主の承諾を受ける必要があります。タンクローリーの手配が完了したときは、速やかに渡方に対し、その旨通知しなければなりません。

渡方は、受方から前項の通知を受けたときは、受方が当該受渡場所の定めに従って行う一切の手続きについて、受渡日までに完了するよう協力しなければなりません。

受渡日の選択：

原則として受方が指定できます。タンクローリーの入構許可が得られないとき、構内施設等の使用状況により、受渡場所の許可が得られないとき及び受渡当事者の責に帰することができない事由が生じたときは、受渡双方の間で調整の上、受渡日を決定するものとします。

出荷地場所：

原則として渡方が指定できます。

分割受渡：

受渡期間内において取引単位の10KL又は100KLを分割して受渡しすることができます。

取引の提示価格：

税金を除いたKLあたりの値段となります。

呼び値：

10円/KLとなります。

立会外取引及び申告受渡については当社の下記の石油市場又は中京石油市場において行われます。

【ガソリン】 中京ローリーガソリン 【灯油】 中京ローリー灯油
【未課税軽油】 東京バージ軽油 【A重油・LSA】 中京ローリー灯油

(3) ノンスタンダード陸上取引

取引時間：

毎営業日の午前8時45分から午後3時15分

取引期間：

受渡月の2ヵ月前の25日の前々営業日の午前8時45分から受渡月の25日の前々営業日の午前11時59分までとなります。

受渡期間：

受渡月の1日から当該月の末日までの中で成約日より2営業日後から自由に記載した日までとなります。

取り扱い油種：

ガソリン 灯油 未課税軽油 A重油 LSA

出荷地及びルート：

自由に記載できます。

取引単位：

ガソリン 灯油 A重油 LSA 各油種10KL
未課税軽油 100KL

受渡方法：

タンクローリーによる受渡しとなります。タンクローリーは、渡方が手配する場合を除き、受方が受渡場所の定める入構許可基準に合致したものを手配するものとします。タンクローリーの手配が完了したときは、速やかに渡方に対し、その旨通知しなければなりません。

渡方は、受方から前項の通知を受けたときは、受方が当該受渡場所の定めに従って行う一切の手続きについて、受渡日までに完了するよう協力しなければなりません。

受渡日の選択：

渡方の指定した期間内で原則として受方が指定できます。タンクローリーの入構許可が得られないとき、構内施設等の使用状況により、受渡場所の許可が得られないとき及び受渡当事者の責に帰することができない事由が生じたときは、受渡双方の間で調整の上、受渡日を決定するものとします。

出荷地場所：

原則として渡方が指定できます。

分割受渡：

受渡期間内において取引単位の10KL又は100KLを分割して受渡しすることができます。

取引の提示価格：

税金を除いたKLあたりの値段となります。

呼び値：

10円/KLとなります。

当社市場により清算を行う場合には、立会外取引及び申告受渡については当社の下記の石油市場又は中京石油市場において行われます。

【ガソリン】 中京ローリーガソリン 【灯油】 中京ローリー灯油
【未課税軽油】 東京バージ軽油 【A重油・LSA】 中京ローリー灯油

2 第16条第2号により行われる取引については、次の各号に定めるものを除き、受渡当事者の合意により行なうこととします。

(1) スタンダード海上取引

取引時間：

毎営業日の午前8時45分から午後3時15分

取引期間：

受渡月の2ヵ月前の25日の前々営業日の午前8時45分から受渡月の25日の午後3時15分までとなります。

受渡期間：

受渡月の1日から当該月の末日までの中で成約日翌日から自由に記載した日までとなります。

取り扱い油種：

ガソリン 灯油 未課税軽油 A重油 LSA

取引単位：

ガソリン 灯油 未課税軽油 A重油 LSA 各油種100KL

取引の提示価格：

税金を除いたKLあたりの値段となります。

呼び値：

10円/KLとなります。

(2) スタンダード陸上取引

取引時間：

毎営業日の午前8時45分から午後3時15分

取引期間：

受渡月の2ヵ月前の25日の前々営業日の午前8時45分から受渡期日の前営業日午後3時15分までです。

受渡期間：

受渡月の1日から当該月の末日までの中で成約日翌日から自由に記載した日までとなります。

取り扱い油種：

ガソリン 灯油 未課税軽油 A重油 LSA

取引単位：

ガソリン 灯油 A重油 LSA 各油種10KL
未課税軽油 100KL

取引の提示価格：

税金を除いたKLあたりの値段となります。

呼び値：

10円/KLとなります。

(3) ノンスタンダード陸上取引

取引時間：

毎営業日の午前8時45分から午後3時15分

取引期間：

受渡月の2ヵ月前の25日の前々営業日の午前8時45分から受渡期日の前営業日午後3時15分までです。

受渡期間：

受渡月の1日から当該月の末日までの中で成約日翌日から自由に記載した日までとなります。

取り扱い油種：

ガソリン 灯油 未課税軽油 A重油 LSA

取引単位：

ガソリン 灯油 A重油 LSA 各油種10KL
未課税軽油 100KL

取引の提示価格：

税金を除いたKLあたりの値段となります。

呼び値：

10円/KLとなります。

第16条（取引の支払）

本規約に基づく取引の支払いは、次の各号のいずれかを売主、買主の合意に基づき選択して行うこととします。

- (1) 当社の石油市場・中京石油市場の立会外取引及び申告受渡制度により清算を行う場合、当社の受渡制度に定める方法に従い支払うこととします。格差に係わる代金については売主と買主の当事者間の合意に基づき現物受渡しを受託している受託取引

参加者を通じて行うこととします。

- (2) 与信による契約の場合、買主は、与信による契約の場合には売主と買主の当事者間の合意に基づき決定された支払期日の銀行営業終了時刻、CODによる契約の場合は製品納入日の前日の銀行営業終了時刻までに契約金額を売主に支払うこととします。これらの清算は当事者間の責任において行い、当社は一切関知しません。

第17条（登録の解除）

登録者が登録の解除を行う場合、当社に対して登録解除希望日より起算して2週間前までに解除手続きを行うものとします。なお、2週間前が休日又は祝日の場合は、休日又は祝日の直前の営業日までに行うものとします。

2 次の各号に該当する場合、当社は登録者に対して登録解除の通知を行う権利を有するものとします。なお通知が行われた場合、すでに行っている取引の引渡しもしくは償還が完了次第登録を解除するものとします。

- (1) 支払停止の状態に陥り又は破産、会社更生手続、民事再生手続、その他法的整理手続の申立の原因を生じ、又はその申立を受け、若しくは自らこれらの申立をした場合
- (2) 合併によらず解散した場合
- (3) 法令等の違反に関して処分等が行われた場合
- (4) 本規約に違反した場合
- (5) 当社に通知せず組織又は営業につき重大な変更をした場合
- (6) その他財産状態が悪化し、又はその恐れがあると認められる相当の事由がある場合
- (7) 不特定の複数社より正当な理由に基づいて登録解除の要請が行われた場合
- (8) 登録者が3ヶ月間一度も石油現物取引に係るTOCOMウインドウにアクセスしなかった場合
- (9) 登録者が不当に、石油現物取引に係るTOCOMウインドウの取引等の妨げとなるような行為をしたとみなした場合

第18条（保証の免責）

登録者は、自己の責任において本サービスを利用することに同意することとします。

- 2 当社は、本サービスの内容、および登録者が本サービスを通じて知りうるすべてのデータ、情報等について、その完全性、正確性、適用性、確実性、有用性等に関し、いかなる責任も負いません。
- 3 当社は、石油現物取引に係るTOCOMウインドウを通じた登録者の取引が遮断されないこと、石油現物取引に係るTOCOMウインドウの適時性や信頼性、エラーフリー、ウィルスや有害なコードやプログラム及びマクロから保護されることについて取引上、また品質上一切の保証をいたしません。
- 4 登録者は、ダウンロード又は石油現物取引に係るTOCOMウインドウの利用から得たあら

ゆる資料やデータを登録者自身の判断とリスクによって使用し、登録者のコンピュータ・システムやデータ喪失などの損害が発生した場合はそのすべての責任を登録者が負うものとしします。

- 5 当社は登録者が石油現物取引に係るTOCOMウインドウを通じて入手したいかなるメッセージ、視点、意見、研究、推薦、アドバイス又は情報(口頭又は文面にて)の保証は行わないものとしします。また、当社は、いかなる商業取引の安全性、投資クラス、登録者が入手可能なリンクされた他サイトに含まれるいかなるメッセージ、視点、意見、研究、推薦、アドバイス又は情報、(口頭又は文面にて)及びその情報源について一切保証いたしません。また、その発信源が石油現物取引に係るTOCOMウインドウの他の登録者の情報に関わる場合であっても保証はいたしません。

石油現物取引に係るTOCOMウインドウ上の情報源は、信頼性が提唱されているものであるが、いかなるデータ、ニュース、情報、レポート、意見又は提言は、ある特定の個人やクラス向けにカスタマイズされたものではありません。

石油現物取引に係るTOCOMウインドウ上のテキスト、グラフィックス又はその他の形態で示される情報やデータは、不正確な内容又はエラーのものも含まれている可能性があり、当社とその情報提供者は定期的に情報やデータを変更する権利を保有します。

第19条 (損害に対する免責)

当社は、以下から生じたいかなる登録者の損害に対して責任を負わないことを登録者は同意することとしします。

- (1) 当社を通して提供された内容の信頼性による損害
 - (2) 権限のないアクセスによる登録者の取引データの削除及び変更、当社が登録者の取引データを保管する上で不具合が生じた場合の損害
 - (3) いかなるシステム、サーバーの接続障害、エラー、遮断、送受信の遅延又はコンピュータウィルスによる損害
 - (4) 外部のサイト(すべての広告のサイトを含む)の使用やアクセスによる損害
 - (5) 商品や役務の代替品の調達費用、石油現物取引に係るTOCOMウインドウを通して購入した商品や当該役務やその他の商取引による損害
 - (6) 本サービスの中断、一時停止、強制差し止めによる損害。
- 2 前項各号及び本規約の他の条文において定められている当社の免責又は責任制限について、当社又は当社従業員による故意又は重過失から生じた損害については、当該免責又は責任制限は適用されない。

第20条 (中断)

当社は、いかなる他の権利の履行を妨げることなく、いかなる時でも自己の裁量において、以下の理由を含めて、登録及び第三者に対してどのような責任も負わずに、本サービス及び石油現物取引に係るTOCOMウインドウによる取引を一時的に中断・停止できる権利を

有します。

(1) 登録者に対する本サービスを中断・停止する場合

- イ 当社が登録者の取引口座がハッキングされ、もしくは権限のない人によってアクセスされ、安全性の信頼が損なわれたと疑った場合
- ロ 登録者が3ヶ月間一度も石油現物取引に係るTOCOMウインドウにアクセスしなかった場合
- ハ 登録者へ請求されている支払いが、支払債務履行日までに全額支払われなかった場合

(2) 石油現物取引に係るTOCOMウインドウを中断・停止する場合

- イ 相場の騰落が不穏当であるとき又は不穏当な騰落を生ずる恐れがある場合
- ロ 取引の状況に異常があるとき又はその恐れがある場合、その他市場の管理のため取引を継続して行わせることが適当でない場合
- ハ 取引の清算に支障があるとき又はその恐れがある場合

2 前項第1号に従って、本サービスが中断・停止された場合、中断・停止された期日付けで本サービスは終了し、登録者は、中断・停止までの期間（その当日を含む）に関わるすべての手数料及び料金を支払うことに同意します。また、登録者が本サービスの再提供を申し出た場合、登録者は当社が定める手数料を支払うこととします。

3 前項にかかわらず、本サービス又は石油現物取引に係るTOCOMウインドウの中断・停止を受けた登録者は、本サービス又は石油現物取引に係るTOCOMウインドウの中断・停止後といえども本規約のもとで当社が適切であると判断する登録者の債務については支払いを行わなければならない。なお、本サービスの再提供については、当社の自己の裁量において、また適切と見なす条件において、提供を再開することができます。

第21条（連絡）

当社から登録者、もしくは登録者から当社へ出される通知は、E-mail又は書面を用いて行われることとします。

2 登録者の通常のメールアドレス又は最後に登録されたアドレス宛に送られたすべての通知は、受信者がどのような場合であっても、通知が送信された日の翌日、翌日が休日及び祝日の場合、次の営業日の午前10時に受領されたものとしします。

第22条（不可抗力）

当社は、火災、洪水、台風、津波、火山噴火、地震、その他自然災害又は天災、主権者や外敵による戦争、侵入、敵対行為（戦争が布告されているか否かに関係なく）、テロリスト活動、ストライキ、ロックアウト、労働論争、国家の有事、禁輸、封鎖、制裁、その他政府による行為又は規制処置、石油産業、LNG産業又は金融市場の衰弱、一時的な機能停止、物質的な欠如、共用サービス、エレクトロニクス、テレコミュニケーション、コンピュータ・システムやネットワークの一時的な機能停止又は中断など、当社の管理できない事由

により石油現物取引に係るTOCOMウインドウや本サービスの運営に必要な処置が遅延又は履行できなかつた場合は責任を問われないものとします。

第23条（反社会勢力の排除）

登録者は、本規約を承認するにあたり、自社（自社の役員又は実質的に経営に関与する者を含む。）が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ又は特殊知能暴力集団その他これらに準ずる者（以下「反社会的勢力」という。）に該当しないこと並びに次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを当社に対して確約するものとします。

- (1) 反社会的勢力が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - (2) 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - (3) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に反社会的勢力を利用していると認められる関係を有すること
 - (4) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - (5) 役員又は実質的に経営に関与する者が反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有すること
- 2 登録者が前項の確約に反していることが判明したときは、当社は登録者に対して何らの通知催告を要することなく、即時に登録者の取引口座の閉鎖、石油現物取引に係るTOCOMウインドウの使用権の無効及び石油現物取引に係るTOCOMウインドウへのアクセスの禁止等の措置を実施することができ、登録者はこれに対して何ら異議を申し立てることができないものとします。

第24条（優先言語）

登録者は本規約を日本語以外の言語に自らの費用で翻訳することはできます。しかしながら本規約と日本語以外の言語の翻訳文の解釈に齟齬が生じたときは日本語の本規約が優先します。

第25条（合意管轄）

本規約の解釈、適用は国際私法の原則によらず、日本国法に準拠することとします。本規約に関し、紛争が生じた場合には、東京地方裁判所又は東京簡易裁判所をもって第一審の専属的合意管轄裁判所とします。